

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、 わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき 規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに

計画策定にあたって



本市の総合計画では、『多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要である』としております。スポーツ界では、今年3月に見事大関昇進を果たされ、市民に夢と希望と感動を与えてくれた芦屋市出身力士の貴景勝関に、本市第1号となる「芦屋ふるさと大使」に就任いただきました。また2019年からの3年間は、「ゴールデン・スポーツイヤーズ」と呼ばれ、今年日本で開催されるラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリン

ピック,2021年には関西ワールドマスターズ・ゲームズが予定されています。 このように、スポーツに対する機運が高まる中、前期の計画の見直しを行い、 すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境の更なる 普及推進を目指して、芦屋市スポーツ推進計画(後期)を策定いたしました。

本計画の策定にあたりまして,ご助言,ご協力をいただきました「芦屋市スポーツ推進審議会」の委員をはじめ、関係者、関係団体等の多くの皆さまに心から感謝を申し上げるとともに、今後のスポーツ推進にあたりご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年3月 芦屋市長 山 中 健

計画策定にあたって



大相撲では、本市出身の貴景勝関が大関に昇進し、若い大関の今後に大いに期待が膨らむとともに、来年には東京オリンピック・パラリンピックを控え、各種競技の予選会もますます熱気をおびてきており、『する・みる・ささえる』のあらゆる面でスポーツの機運が高まって、多くの市民がスポーツに関心を持つことと思います。

このような好機のなか本市では、芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)(2014年度~2018年度:5年間)が計画期間の満了をむかえ、新たな芦屋市スポーツ推進実施計画(後期)(2019

年度~2023 年度:5年間)を策定いたしました。この計画は、前期の計画を踏まえ、芦屋市スポーツ推進審議会からの答申に基づいて、「ライフステージに応じたスポーツの推進」、「スポーツ文化の推進」、「学校・地域連携の推進」、「芦屋らしいスポーツの推進」の4つの柱を目標として掲げ、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ることを目指しています。スポーツが健康志向や健康寿命の延伸効果への期待と相まって、生活をより豊かにする文化として重要な役割を果たすことを願っております。

最後に本計画に携わりご尽力いただきました芦屋市スポーツ推進委員会の委員の皆さまをはじめ、関係団体の方々、市民の皆さまに心からお礼を申し上げるとともに、今後のスポーツ推進に皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年3月 芦屋市教育委員会 教育長 福岡 憲助

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 推進実施計画(前期)の検証	3
第2章 芦屋市のスポーツを取り巻く現状と課題	7
1 人口等の現状	7
2 芦屋市の体育施設の利用状況	10
3 芦屋市民スポーツ意識調査	
4 スポーツ関連団体ヒアリング調査	
5 芦屋市のスポーツにおける課題	26
第3章 推進計画の目標と基本的考え方	29
1 基本理念(ヴィジョン)	29
2 使命(ミッション)	29
3 政策目標	29
4 数値目標(本計画終了年度まで)	30
第4章 具体的な施策の展開	31
1 ライフステージに応じたスポーツの推進	31
2 スポーツ文化の推進	
3 学校・地域連携の推進	
4 芦屋らしいスポーツの推進	
第5章 今後の推進に向けて	40
1 芦屋市スポーツ推進体制	40
2 芦屋市スポーツ推進に向けて	
参考資料	41
1 スポーツ推進実施計画(後期)策定までの経過	42
2 関係法令	
3 芦屋市スポーツ推進審議会委員名簿	
4 用語解説	50



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年, 高齢化や生活の利便化など, 多様な社会環境の変化に伴い, 運動・スポーツへの関心や期待が高まっています。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感・達成感・他者との連帯感など、精神的な充足も図っています。運動の分野においては、運動不足による生活習慣病の増加が問題となる中で、体力の向上やストレスの発散など、心身両面にわたる健康の保持増進等さまざまな効果も期待されています。また、生涯にわたって運動・スポーツを行うことは健康寿命の延伸にも効果があるとされており、活力ある社会を創造していく上で、重要な役割を担っています。

国においては、スポーツにおける新たな課題に対応していくため、「スポーツ振興法 (昭和36年制定)」を50年ぶりに全面改正し、平成23年(2011)に「スポーツ 基本法」が制定されました。同法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツが国民生活において多面にわたる役割を担っているとされています。また、平成24年(2012)に策定された「スポーツ 基本計画」では、スポーツが体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値があることがうたわれています。

また,日本では2019年のラグビーワールドカップ,2020年東京オリンピック・パラリンピック,そして,2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西とスポーツの大イベントを迎えて,市民のスポーツに対する関心が高まることが期待され,各々の競技大会をきっかけにして,スポーツの推進に繋がる施策の展開が急務となっています。

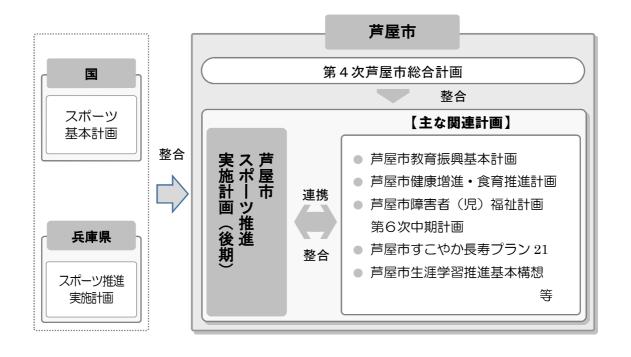
本市では、平成 15 年(2003) 3月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」に基づき、市民一人ひとりが、それぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

また、平成 26 年(2014) 3月には、「芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)」を 策定し、これまでの取り組みを基本に据えつつ、スポーツを取り巻く環境の変化に対 応しながら、「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、 連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」を目指し、スポーツ施策を展開し てきました。 この度、「芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)」の見直しを行うため、平成 29 年8 月に芦屋市教育委員会から芦屋市スポーツ推進審議会に対し、前期計画を検証・評価したうえで、スポーツの推進に関する本市の取り組み等を実現させることはもとより、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く市民に伝えていくことを目的として、次の計画が目指す方向性を示していただくように諮問しました。そして、平成 29 年10 月に、市民スポーツ活動の実態を総合的に把握し、スポーツ振興の基礎資料を得るため「平成 29 年度芦屋市民スポーツ意識調査」を実施し、平成 30 年7 月に芦屋市スポーツ推進審議会から「第2期芦屋市スポーツ推進計画 ーあしやスポーツ文化推進プランー」の答申を受けました。

その答申を踏まえ,「芦屋市スポーツ推進実施計画(後期)」を策定し,更なるスポーツの普及推進を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第4次芦屋市総合計画」と整合を図るとともに、本市の運動・スポーツ推進のための事業を明らかにします。また、国の「スポーツ基本計画」や兵庫県の「スポーツ推進実施計画」を踏まえつつ、本市独自の計画を策定するものです。



3 推進計画の期間

本推進計画は、平成 26 年度(2014)から平成 35 年度(2023)の 10 年間で「"するスポーツ"、"みるスポーツ"、"ささえるスポーツ"」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創る」ことを基本理念としており、平成 26 年度(2014)から平成 30 年度(2018)の5年間を前期、平成31 年度(2019)から平成 35 年度(2023)の5年間を後期と位置付け、前期終了となる平成 30 年度(2018)に社会情勢の変化等を考慮して、推進計画の見直しを行ったものです。

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
第4次総合計画(最終年度 H32 年度)									
						第	5次総合計	画	
	スポーツ打	推進実施計i	画(<u></u>						
				見直し		スポーツ	推進実施計	画(後期)	

4 推進実施計画(前期)の検証

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

- ① 子どものスポーツ機会の拡大と体力づくり実施の増加を推進する施策 【 主な取組 】
 - 前期計画始めに「幼児運動指針」を冊子配布
 - 幼児体育の専門家を招聘して春夏各 1 回「ファミリースポーツのつどい」を実施
 - 年長児親子が一堂に会し、「なかよしフェスティバル」を実施
 - ・新体力テスト測定会は、ファミリーや三世代で参加しやすいよう工夫をしながら年 1回実施。また、地域(9地域)に出向いて実施し、体力評価と相談を行った
 - 全ての小学校において、「なわとび週間」を設定し、体力づくりにつながる事業を実施
 - 各中学校において、授業前に「サーキットトレーニング」を実施
 - ・小学校5年生が一堂に会する小学校スポーツ交流会で、フラッグフットボールの講習を行い、児童が仲間と関わりながら運動に親しむ環境づくりを行った・中学生が集まり、走り方の指導等を中心とした中学校スポーツ交流会を実施し、体を動かす楽しさを知る機会を設けることにより、体力向上に向けた取り組みの一助とした

- ・スポーツに触れ、続けていく場の提供として、体協傘下種目協会の会員が競技の指導にあたるスポーツ教室「体協チャレンジ」を実施
- 運動部活動の指導者が不足しているため、県及び市の外部指導者制度を利用して各 学校に指導者を派遣
- 芦屋市小学校体育研究会主催の指導力向上を目的とした研修会(バレーボール, なわとび)を実施

【現状と成果】

• 現状としては、芦屋市の小中学生の体力は、国平均より下回っているが、種目によっては向上が見られる。

② 成人のスポーツ実施増加を目指す施策

【主な取組】

- スポーツ推進委員やスポーツリーダーなどの研修会の実施を継続
- 新ウォーキングマップを市内各所に配置,また事業の参加者に配布する等ウォーキング習慣の普及啓発に努めた
- ・ラジオ体操の普及活動としては「出前指導講座」や「市民向けラジオ体操講習会」 を実施

【現状と成果】

・年齢層によっては、十分な取組ができていない世代もあるが、身近な場所で気軽に 行えるスポーツの紹介、普及を行ったことで、週1回以上の「定期実施者」や「週 3回以上」運動・スポーツを行う人の割合が増加した。

③ 障がいのある人のスポーツ実施政策

【主な取組】

- 福祉センターでの障がい者スポーツ広場 (講座) は継続して実施
- ・障がいのある人がスポーツにふれることができる「ふれあい市民運動会」を実施
- •「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば(指導: 芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会)」を月1回実施

【現状と成果】

・障がい者スポーツの指導者を派遣し、普及に努めているが、競技人口の増加につながらないことが課題であるものの、障害福祉課や社会福祉協議会と連携をとり、共通の課題として対策を協議していくことになった。

④ 障がいのある人のスポーツ実施の増加を目指す施策

【主な取組】

- ・指導者を対象とした「競技力向上研修会」を実施(年1回)
- 文部科学省発行の「タスクフォース報告書」を冊子配布して啓蒙に努めた

- •「スポーツマンシップ」,「フェアプレー」や「インクルージョン」について,あしや スポーツフォーラム研修を行った
- 「クラブマネジャー・スポーツ指導者研修会」を実施(年1回)
- 県大会, 近畿大会, 全国大会, 国際大会などの出場助成金を交付

【現状と成果】

・芦屋市体育協会と連携し、研修会等を行っている。実績として競技力の向上につながっていないものの、スポーツマンとしての意識の向上が図られた。

(2) スポーツ文化の推進

【主な取組】

- •「スポーツ啓発事業小中学生によるポスター展」は毎年実施
- 「芦屋ゆかりのスポーツ人物像」として体育館 青少年センター2階フロアにパネル 展示
- 市民スポーツ賞表彰式を実施し、競技者や指導者、功労者の表彰も実施
- スポーツフォトコンテストを実施

【現状と成果】

・体育館・青少年センター改修に伴い、展示ホールを新設し、ポスター展や芦屋ゆかりのスポーツ人物像を掲示・展示する等、スポーツ文化の推進を図り、多くの市民に見て、学んで、楽しむ機会の提供ができた。

(3) ささえるスポーツの推進

【主な取組】

- スポーツ指導者やスポーツリーダーの養成は「スポーツリーダー(指導者)認定講習会」を実施
- スポーツイベントや事業に芦屋市体育協会,芦屋市レクリエーションスポーツ協会, 芦屋市スポーツクラブ21などの協力を得て、多方面から競技指導や運営支援を実施
- スポーツイベントの「芦屋さくらファンラン」や「リレーマラソン」などで、学生を含む大勢のボランティアの参加

【現状と成果】

・スポーツボランティアに対して、消極的な姿勢の意見も多く、十分な成果は得られていないが、毎年、「スポーツリーダー認定講習会」への参加者が一定数いることから今後も啓発に努めていく。また、障がい者スポーツの指導団体として「芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会」が設立された。

(4) スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

【主な取組】

- ・三世代が交流する「クロリティー交流大会」は芦屋市体育協会と芦屋市レクリエーションスポーツ協会とが連携・協力して実施
- •「芦屋ユナイテッドリレーマラソン」は芦屋市体育協会の主催で、芦屋市レクリエーション協会、芦屋市スポーツ推進委員会が連携を図りながら協働して実施
- あしやスポーツフォーラムは芦屋市体育協会,芦屋市レクリエーションスポーツ協会,芦屋市スポーツ推進委員会,スポーツクラブ21芦屋市連絡協議会の4団体で交流している
- •「芦屋ユナイテッドリレーマラソン」に実行委員として行政が参画し、連携・協働している。
- 阪神間スポーツ行政担当者連絡協議会は年2回実施され、スポーツに関する情報共有し、連絡調整を行っている。
- 芦屋市及び芦屋市教育委員会と学校法人芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書を平成28年度8月4日に締結し、キッズスクエア等の学生によるスポーツ教室や芦屋さくらファンラン等の市関連事業へのボランティア派遣等の協力をいただいている。

【現状と成果】

・次期計画に更に取り組みが求められる施策もあるが、あしやスポーツフォーラムや クロリティー交流大会等を通じて、市内スポーツ団体の連携・協働が図られた。



芦屋市のスポーツを取り巻く現状と課題

1 人口等の現状

(1)年齢3区分別人口と高齢化率の推移

総人口は横ばいの傾向が続いており、平成 29 年(2017) には 96,301 人となっています。

年齢3区分別人口は、年少人口(0~14歳)は横ばいの傾向、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

高齢化率は年々増加しており、平成29年(2017)で28.0%となっています。

(%) (人) 96.659 96,897 96.616 96,191 96,301 100,000 30.0 24,387 25,475 26.036 26,584 26,986 80,000 28.0 28.0 60,000 26.3 26.0 58,506 40.000 24.0 20,000 12,981 12,916 12,794 12,562 12,375 0 22.0 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 (2013) (2014) (2015) (2016) (2017)年少人口(O~14歳) 生産年齢人口(15~64歳) 老年人口(65歳以上) 一 高齢化率

年齢3区分別人口と高齢化率の推移

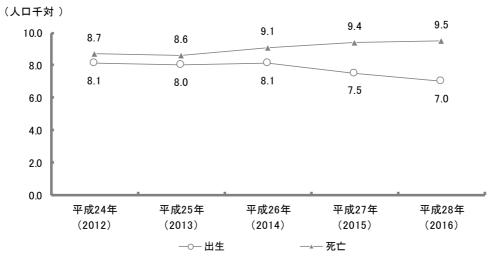
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 自然動態の推移

出生の割合は平成 26 年(2014) までは横ばい傾向にあります。その後減少傾向にあり、平成 28 年(2016) には 7.0 となっています。

死亡の割合は年々増加傾向にあり、平成28年(2016)には9.5となっています。

自然動態の推移

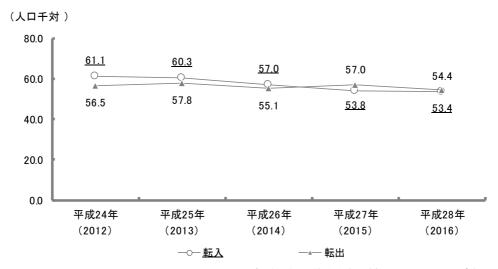


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(3) 社会動態の推移

転入の割合は減少傾向にあり、平成 28 年(2016)には 53.4 となっています。 転出の割合は横ばい傾向が続いており、平成 28 年(2016)には 54.4 となっています。

社会動態の推移



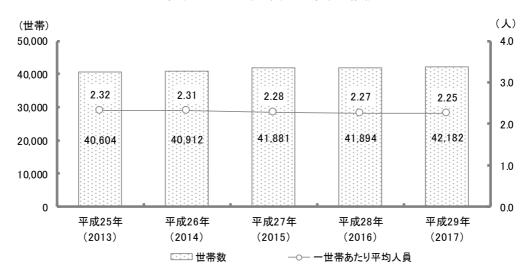
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4) 一世帯あたり平均人員と世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、平成29年(2017)には42,182世帯となっています。

ー世帯あたりの平均人員は減少傾向にあり、平成 29 年(2017) には 2.25 人となっています。

一世帯あたりの平均人員と世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

2 芦屋市の体育施設の利用状況

(1) 体育館・青少年センター貸室利用状況

体育館・青少年センター貸室利用状況をみると、平成 25 年度では合計 15,416 件となっていましたが、平成 27 年度の改修工事以降、12,000 件程度と減少し、平成 29 年度では合計 12,588 件となっています。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度
区 分	件数(件)	件数(件)	件数(件)		件数(件)	件数(件)
競 技 場 1	1, 214	1, 221	822		1, 222	1, 261
競技場 1(深夜区分)	161	174	137		173	200
競 技 場 2	1, 241	1, 203	812	体	1, 193	1, 260
競技場 2(深夜区分)	58	77	69	体育館	71	109
剣 道 場	1, 119	1, 122	762	・青少年セン	1, 110	1, 098
柔 道 場	979	977	634	少年	934	936
弓 道 場	1, 055	1, 061	627	セン	1, 074	1, 098
トレーニング室	16, 151	18, 049	12, 407	ター	18, 295	19, 895
控え室	1, 057	843	298	: 平	478	462
多目的室(1)	1, 113	1, 080	643	-成 2 7	1, 041	997
多目的室(2)	1, 126	1, 088	687	7	1, 052	1, 028
多目的室(3)	_	_	_	年 1	539	696
団 体 会 議 室	654	568	263	1 月	_	_
大 会 議 室	1, 138	1, 076	629	1 月 ~ 平	995	1, 031
第 1 会議室	646	485	198	成 2	314	415
第 2 会議室	726	611	270	8年	500	516
第 1 研修室	743	696	383	3	571	646
第 2 研 修 室	587	484	260	改改	408	292
第 3 研修室	584	477	266	修工	_	_
音 楽 室	1, 150	958	405	成28年3月改修工事あり	627	453
多目的研修室 (H25・H26・H27は、料理室)	65	39	20	6j	64	90
合 計 (トレーニング室を除く)	15, 416	14, 240	8, 185		12, 366	12, 588

※トレーニング室は(人)

(2)屋外施設貸しコート等利用状況

屋外施設貸しコート等利用状況をみると、東浜公園有料公園施設、西浜公園有料公園施設、芦屋中央公園有料公園施設(野球場)については、平成25年度から減少傾向となっています。

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分		件数(件)	件数(件)	件数(件)	件数(件)	件数(件)
東浜公園有料公園施設	庭球場	2, 615	2, 578	2, 314	2, 279	2, 185
西浜公園有料公園施設	庭球場	2, 801	2, 717	2, 333	2, 288	2, 353
川西運動場	運動場	1, 256	1, 162	1, 087	1, 319	1, 310
芦屋中央公園有料公園施設	野球場	1, 317	1, 205	1, 001	924	859
	芝生広場	318	378	401	304	418
芒尼八周左约八周旋弧	庭球場	3, 807	4, 109. 5	4, 121. 5	4, 418. 5	4, 451
芦屋公園有料公園施設	会議室	_	_	462	308	498

(3) プール施設利用状況

プール施設利用状況をみると、増減はあるものの、平成 25 年度から利用人数は大きく変化しておらず、平成 29 年度で、朝日ケ丘公園有料公園施設(水泳プール)では 25,558 人、海浜公園有料公園施設(水泳プール(屋外))で 22,177 人、海浜公園有料公園施設(水泳プール(屋内))で 56,131 人となっています。

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分	\	人数(人)	人数(人)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
朝日ケ丘公園有料公園施設 (水泳 プール)	屋外	25, 019	21, 309	23, 899	25, 726	25, 558
海浜公園有料公園施設	屋外	25, 248	20, 180	21, 167	24, 356	22, 177
(水泳プール)	屋内 (温水)	56, 037	35, 167	55, 047	55, 119	56, 131

※平成26年度 海浜公園屋内水泳プールは,7月開園

3 芦屋市民スポーツ意識調査

(1) 芦屋市民スポーツ意識調査の概要

① 調査目的

本調査は、芦屋市民のスポーツ活動の実態を総合的に把握し、芦屋市のスポーツ振興に役立つ基礎資料を得ることを目的とし、実施しました。

② 実施期間

平成29年(2017)10月1日(日)~10月31日(火)

③ 調査対象

芦屋市に居住する 20 歳以上の男女 3,500 人

④ 回収率

33.5% (1,174人)

⑤ 調査方法

住民基本台帳から系統抽出法

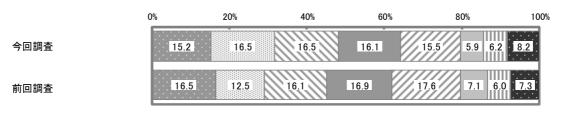
(2) 芦屋市民スポーツ意識調査結果

① 運動・スポーツの実施状況

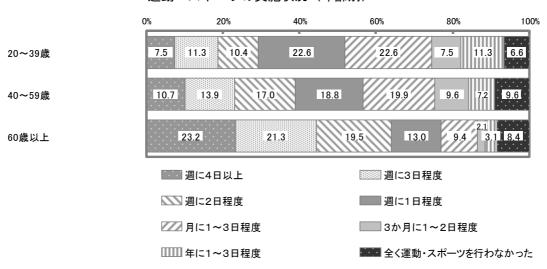
運動・スポーツの実施状況をみると、週1日以上実施している人の割合が、前回調査に比べ高くなっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるについて、運動・スポーツを頻繁に実施している 人の割合が高くなっています。

運動・スポーツの実施状況

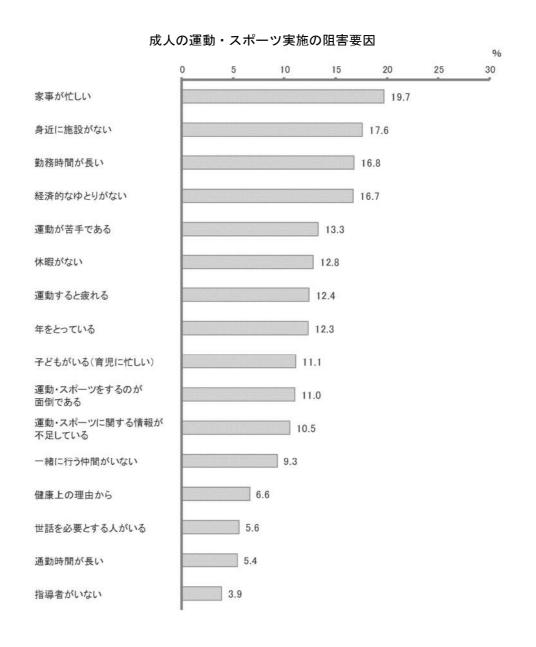


運動・スポーツの実施状況 (年齢別)

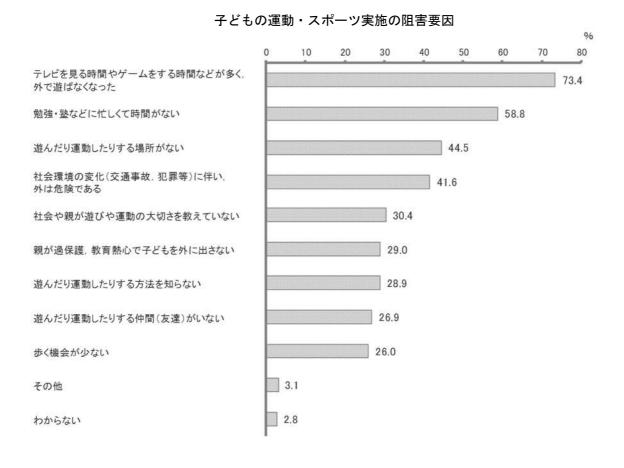


② 運動・スポーツ実施の阻害要因

成人の運動・スポーツ実施の阻害要因をみると、「家事が忙しい」の割合が最も高く、 次いで「身近に施設がない」、「勤務時間が長い」、「経済的にゆとりがない」の割合が 高くなっています。

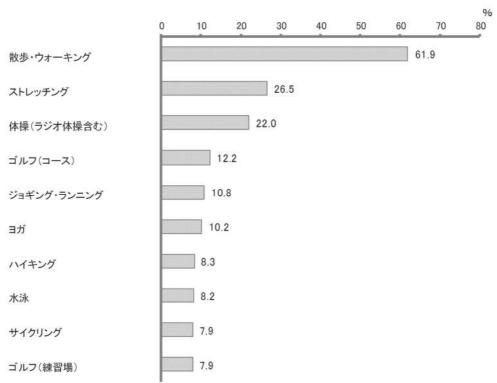


子どもの運動・スポーツ実施の阻害要因をみると、「テレビを見る時間やゲームをする時間などが多く、外で遊ばなくなった」の割合が最も高く、次いで「勉強・塾などに忙しくて時間がない」、「遊んだり運動したりする場所がない」、「社会環境の変化(交通事故、犯罪等)に伴い、外は危険である」の割合が高くなっています。



③ この1年間に行った運動・スポーツ種目

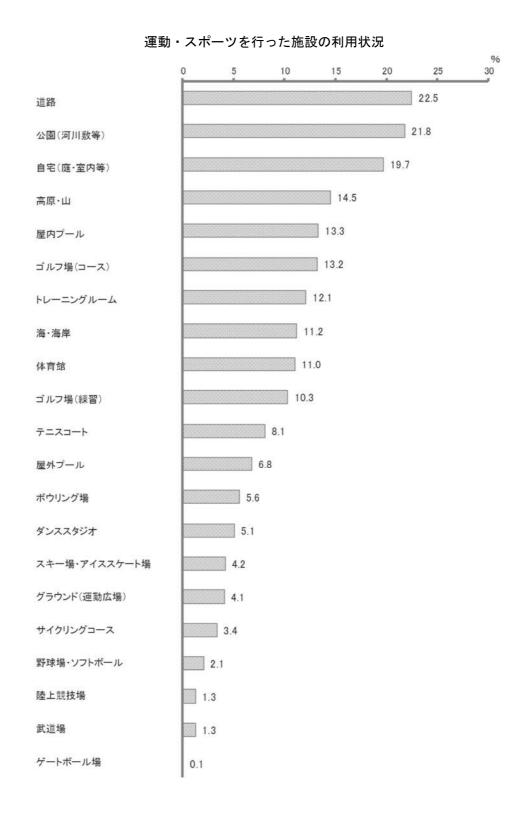
この1年間に行った運動・スポーツ種目をみると、「散歩・ウォーキング」の割合が最も高くなっています。



この1年間に行った運動・スポーツ種目

④ 運動・スポーツを行った施設の利用状況

運動・スポーツを行った施設の利用状況をみると、「道路」の割合が最も高く、次いで「公園(河川敷等)」、「自宅(庭・室内等)」の割合が高くなっています。

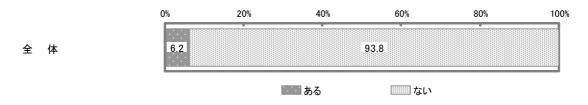


17

⑤ 過去1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動の経験

過去1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動の経験をみると、「ない」 の割合が9割以上となっています。

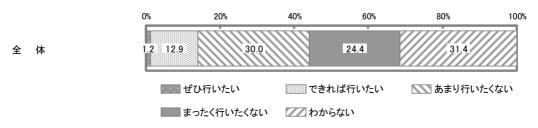
過去1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動の経験



⑥ 今後のスポーツに関わるボランティア活動の希望

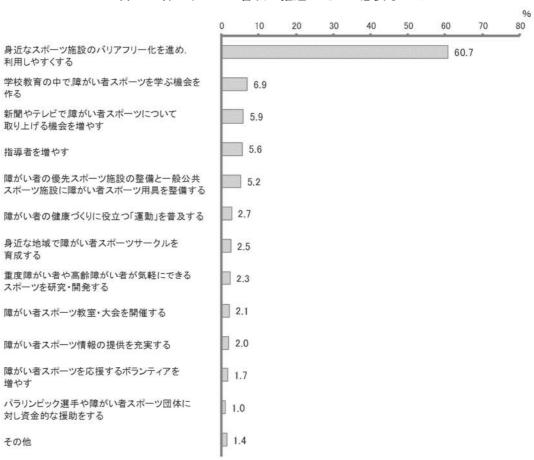
今後のスポーツに関わるボランティア活動の希望をみると、「ぜひ行いたい」と「できれば行いたい」をあわせた"行いたい"の割合が1割半ばとなっています。

今後のスポーツに関わるボランティア活動の希望



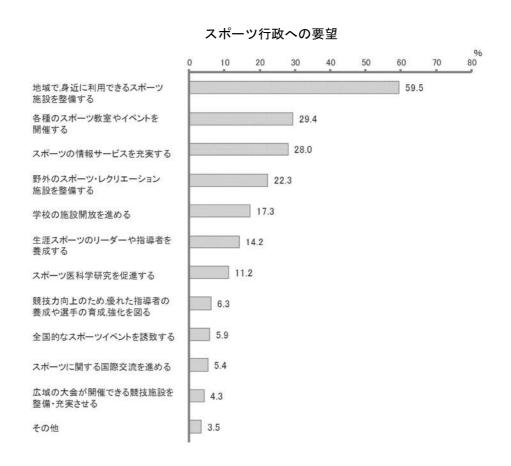
⑦ 障がい者スポーツの普及・推進のために必要なこと

障がい者スポーツの普及・推進のために必要なことについてみると、「身近なスポーツ施設のバリアフリー化を進め、利用しやすくする」の割合が最も高くなっています。



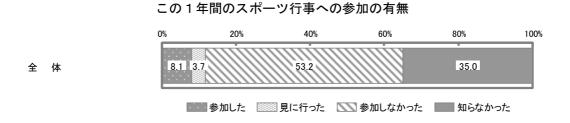
⑧ スポーツ行政への要望

スポーツ行政への要望についてみると、「地域で身近に利用できるスポーツ施設を整備する」の割合が最も高く、次いで「各種のスポーツ教室やイベントを開催する」、「スポーツの情報サービスを充実する」、「野外のスポーツ・レクリエーション施設を整備する」の割合が高くなっています。



⑨ この1年間のスポーツ行事への参加の有無

この1年間のスポーツ行事への参加の有無をみると、「参加した」、「見に行った」の 割合が1割となっており、一方で「参加しなかった」の割合が5割以上となっていま す。



4 スポーツ関連団体ヒアリング調査

(1)スポーツ関連団体ヒアリング調査の概要

① 調査目的

本調査は、芦屋市のスポーツ活動を支える団体に対し、現在の芦屋市のスポーツの現状や課題・問題点、今後の方向性について把握し、芦屋市のスポーツ振興に役立つ基礎資料を得ることを目的とし、実施しました。

② 調査団体

- 芦屋市レクリエーションスポーツ協会(実施日: 平成30年(2018)11月1日)
- 〇 特定非営利活動法人芦屋市体育協会(実施日:平成30年(2018)11月1日)
- 芦屋市スポーツ推進委員会(実施日:平成30年(2018)11月1日)
- 芦屋市障がい団体 (意見集約期間:平成30年(2018)12月17日~1月26日)

(2) スポーツ関連団体ヒアリング調査結果

① 芦屋市レクリエーションスポーツ協会

【スポーツ活動や健康づくり活動を行っていく上での問題点や課題】

○ 加盟団体相互の連携を強めて行くことが難しいように感じる。協会行事に加盟団 体に参加してもらい、計画から実施までを行っていくように考えている。

【市内のスポーツ関連施設の課題や改善点】

○ 体育館のスポーツ施設の部屋数が少ないのではないか。

【スポーツ活動や健康づくり活動を推進していく上で必要と感じていること】

○ 広く市民の方に参加いただけるようにするため、PR 活動の手段の確立(広報誌の活用など)が必要である。グループ活動だけでなく、市民に参加してもらうことが必要であり、どのようにPRして、参加してもらうかが課題である。

【スポーツや運動を推進させるために、市が今後力を入れること】

○ 公共施設の拡充と広報活動の場を提供するなどの支援。

【今後スポーツ活動や健康づくり運動を推進していく上で重要だと思うこと】

○ 芦屋市はスポーツ活動への参加率が高いが、高齢化も進み、何をして体を動かして 良いのかを分からない市民もいるのではないか。体に優しいスポーツを積極的に PR し、 介護予防にも役立てていく必要がある。

② 特定非営利活動法人芦屋市体育協会

【スポーツ活動や健康づくり活動を行っていく上での問題点や課題】

- 芦屋市内のスポーツ施設には観客席が設置された施設が皆無であり、トップアスリートの練習や試合を見る機会を得ることが難しい。
- 一貫指導が必要な育成強化にとって大切な中学生年代では、中学校の部活動が指導 者不足や少子化により学校単位での活動が難しくなっている。
- 子どもたちの成長過程で一番大切な時期に好きな「スポーツができない」「正しい指導がされていない」ことが今後ますます少子化で学校単位だけでは厳しくなっていくと思われる。

【市内のスポーツ関連施設の課題や改善点】

- 施設において観客席がないところがあり、いいプレーやいいゲームを見るということはスポーツにとって大切である。
- 社会人にとって平日活動するということは仕事が終わってからということで屋外施 設のナイター設備が少ないということが致命的である。
- 芦屋には素晴らしい元アスリートや人脈があるが、全国大会をする競技場や体育館 がないためにトップチームのゲームや練習を招致することができない。

【スポーツ活動や健康づくり活動を推進していく上で必要と感じていること】

○ 市民だけではなく行政がバックアップし、施設の開放や施設の充実に協力すること が必要である。

【スポーツや運動を推進させるために、市が今後力を入れること】

○ 芦屋らしいスポーツ推進計画を具現化するアクションプランを関係団体と共に計画 し実行すること。

【今後スポーツ活動や健康づくり運動を推進していく上で重要だと思うこと】

○ 中学校部活のガイドラインを地域拠点クラブとともにつくること。

③ 芦屋市スポーツ推進委員会

【スポーツ活動や健康づくり活動を行っていく上での問題点や課題】

- 高齢化が一番の問題であり、30、40代の若い年代の参加が少ない。ここをクリア しなければ、スポーツ振興にはつながらない。
- 新しい取り組みが考えにくく、1年間の中で、新しいものに取り組んでいくことが 難しい。
- 市民に活動の内容がPRできていない。年1回広報誌を作成しているが、もっと内容を豊富にしていきたい。

【市内のスポーツ関連施設の課題や改善点】

- 施設が点在している。有効活用されていないのではないか。1カ所のところにあれば、有効活用できるのではないか。
- 体育館では、既存の団体が利用している。新しいクラブは活動がしにくいという意見がある。
- 情報誌を作成し、市民にスポーツ関連施設について分かってもらう情報提供が必要である。

【スポーツ活動や健康づくり活動を推進していく上で必要と感じていること】

○ 市民の健康づくりを考える必要があり、スポーツ活動を考えるには、市民のニーズ を捉えていくことが重要である。

【スポーツや運動を推進させるために、市が今後力を入れること】

○ 20代・30代・40代の人々がスポーツに関われる機会提供が必要である。

【今後スポーツ活動や健康づくり運動を推進していく上で重要だと思うこと】

○ 元気な世代の人に、いかにスポーツする機会を提供できるか。

④ 芦屋市障がい団体

(芦屋市身体障害児者父母の会・NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会・ 芦屋市身体障害者福祉協会・芦屋家族会)

【障がい者スポーツを行っていくうえでの問題点や課題】

- 〇 障がい者といっても、知的・身体・精神と障害特性は様々なので、1つの障がい特性のみに注目したスポーツでは、楽しめる人が限られ、結果、多くの人に参加してもらえない。身体・知的・精神に分かれ、卓球大会、風船バレー大会などが芦屋市であればよい。
- 芦屋市の障がい者スポーツ大会として「ふれあい市民運動会」があるが、種目も少なく、また各種目もあまりチャレンジングなものではない。種目を増やし、大会1回ものではなく、クラブ活動やサークル活動などにつながっていくよう継続的な取り組みにしていくべき。
- 「障がい者スポーツ」枠を作らずに、障がいがない人の中に混ざってできるとよい。
- 障がい者スポーツを実施する場所・指導者がいない。

【障がい者スポーツを推進していくために必要だと思うこと】

- 障がいがある人のためだけのスポーツではなく、障がいのない人と障がいがある人がいっしょに楽しめるスポーツにしていくこと。
- 障がい者スポーツとひとくくりにするよりも誰でもたのしめるスポーツ、バリアフリーなスポーツという考え方を浸透させていくこと。
- 一般的なメジャーなスポーツ競技を、ハンデやアシスト付きなどの措置を施して、 障がいがない人も障がいがある人も一緒に楽しめるイベントを増やしていけばよい。
- 広く参加してもらうため、積極的な情報周知、広報活動に力を入れる。
- 障がいを持っている方々の意見を反映していくこと。
- スポーツを通じて、多様さを受け入れる機会になればよい。
- 定期的に使用できる施設・場所・機会の提供や指導員の配置,スポーツ大会の開催が必要。
- 学校(小・中・高・大)との連携が必要である。
- 障がい者施設・作業所に対する研修会の開催。指導員の派遣。

【今後、芦屋市が障がい者スポーツについて、力を入れたほうが良いと思うこと】

- 参加しやすいよう、機会を増やすこと。
- 障がいのある人だけではなく障がいのない人も参加できるものにしてほしい。
- アート作品展のように市全体で大会を開催する。
- バリアフリーなスポーツのお祭りというコンセプトで、障がいがある人が参加しや すい室内競技を行っていく。
- オリンピックイヤーの前に、パラリンピックの種目でがんばっている選手をクローズアップする。学校で呼んだり、すばらしさを間近で感じるのがいちばん理解への早道だと思う。
- ふれあい運動会において、障がいをもった方々だけの交流にするのではなく、一般 の方や児童も参加してもらうことで相互理解を深める場にしてはどうかと思う。
- 競技会の開催や、クラブ・サークルの運営、アシストをする人々の育成などに力を 入れるべき。また、そのような活動を作り出していけるような人材を登用もすべき。
- 障がいのある人を特別扱いせず、広く市民全体に対するスポーツの普及指導を実施 し、その中に抵抗なく障がいを持った人も参加できるような土壌作りを行っていく。
- 各スポーツクラブ21の中に障がい者スポーツ実施枠を設け、スポーツ推進委員等 が指導に回っていく。

芦屋市のスポーツにおける課題

5

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

運動やスポーツには、心身の健康の保持増進や生活習慣病予防などの効果が期待されることから、市民ひとりひとりがライフステージに応じて、主体的・継続的に運動やスポーツを楽しむことが大切です。

芦屋市民スポーツ意識調査結果によると、運動・スポーツの実施状況について、週1回以上の「定期実施者」は6割半ばとなっており、平成24年度(2012)調査よりも増加しています。また、年齢層が高いほど運動・スポーツを「週3日以上」行っている人の割合が高く、「散歩、ウォーキング」や「ストレッチング」などのニーズが高まっていることから、市民の運動・スポーツへの関心が高まっていることがうかがえます。

その一方で、運動・スポーツ実施の阻害要因として、成人では「家事が忙しい」「身近に施設がない」、子どもでは、「テレビを見る時間やゲームをする時間などが多く、外で遊ばなくなった」「勉強・塾などに忙しく時間がない」といった意見が多く挙げられています。

ライフステージにより、スポーツへの関心や運動能力、阻害要因も異なることから、 それぞれのライフステージに応じた、短時間で行うことのできる運動の周知や主体的、 継続的に楽しめるスポーツを推進していくことが重要です。

(2) スポーツ文化の推進

本市は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の芦屋浜、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川等の自然環境にも恵まれていることから、こうした特性を生かした芦屋らしいスポーツを推進していくことにより地域の活性化が図られることが期待されます。

芦屋市民スポーツ意識調査結果によると、この 1 年間に行った運動・スポーツ種目は、「散歩、ウォーキング」、「ストレッチング」、「体操(ラジオ体操含む)」の順に高くなっており、運動・スポーツを行った施設の利用状況は、「道路」、「公園(河川敷含)」、「自宅(庭・室内等)」の順に高くなっています。公園や河川敷を活用した散歩、ウォーキングなど身近で手軽に利用できるスポーツのニーズが高くなっています。市民のニーズに応じた情報提供を実施するためにも、SNS を活用したスポーツ情報の効果的な提供や、情報サービスの一元化に取り組むとともに、六甲山をはじめとした豊かな自然や、阪神間モダニズムの文化を活かした"芦屋らしいスポーツ"の推進を図っていくことが重要です。

(3) ささえるスポーツの推進

市民のスポーツ活動の推進にあたっては、行政だけではなく、より市民に身近な存在で、幅広く専門的な知見を有しているスポーツ推進委員や、スポーツクラブ・団体等の活躍が期待されており、このようなスポーツ推進を担う人材の育成や組織の充実が求められています。

芦屋市民スポーツ意識調査結果によると、過去1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動をしたことがある人は1割未満となっています。また、今後のスポーツに関わるボランティア活動の希望について、「ぜひ行いたい」と「できれば行いたい」をあわせた積極的な姿勢の意見は、1割半ばとなっており、約8割の人がスポーツに関わるボランティアについて消極的な意見となっています。

スポーツを安全に正しく楽しむことを教えていく人材として、スポーツ指導者やスポーツボランティアの存在が大きくなっています。誰もが気軽に楽しめるスポーツの指導や、多様なニーズに応えた教室を運営できる人材の育成が重要です。

また、平成32年(2020)の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、 スポーツ行政が一元化される等、今後、障がい者スポーツの進展が期待されています。

芦屋市民スポーツ意識調査結果によると、今後、障がい者スポーツの普及・推進のために必要だと思う項目は、「身近なスポーツ施設のバリアフリー化を進め、利用しやすくする」が最も高く、次いで「学校教育の中で、障がい者スポーツを学ぶ機会を作る」「新聞やテレビで、障がい者スポーツについて取り上げる機会を増やす」の割合が高くなっています。

本市においても、障がい者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、関係機関と連携しながら、障がい者スポーツを支える人やバリアフリー化された施設を確保するなど、障がい者がスポーツに親しめる環境づくりを図るとともに、広く理解を深めることが重要です。

(4) スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出 のためには、行政、学校・大学スポーツ団体及び民間事業者など、スポーツに関する 多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に取り組んでいくことが重要です。

スポーツ意識調査結果によると、スポーツ行政への要望として、「地域で、身近に利用できるスポーツ施設を整備する」が最も高く、次いで、「各種のスポーツ教室やイベントを開催する」「スポーツの情報サービスを充実する」の割合が高くなっています。

また、この 1 年間の市教育委員会や市体育協会、スポーツクラブ 21 (コミスク) などが催すスポーツ行事への参加の有無は、「参加した」が1割未満となっており、不参加の市民の割合が8割半ばとなっています。

今後も、「あしやスポーツフォーラム」等をはじめとしたスポーツ団体、学校・大学、 行政等が連携し、市民のだれもが、いつでも、どこでも、それぞれの目的に応じて気 軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動を提供できる活動環境や指導体制を 充実し、市のスポーツを推進していくことが必要です。







[あしやスポーツフォーラム]

【 ラジオ体操 】

ラジオ体操とは、国民の健康増進を目的として昭和3年(1928)に逓信 省簡易保険局が「国民保健体操」として制定し、誰でも気軽に実践できる運動として今日も多くの方々に親しまれています。

現在のラジオ体操を制定するに際しての基本方針として、①老若男女を問わず誰でも、どこでもできるもの、②リズムに合わせて愉快にできるもの、③機械を用いないで簡単にできるものという方針が定められました。

90年以上の歴史があるラジオ体操は、世代を問わず誰でも気軽に参加でき、 継続が容易なことからも理想的な運動といわれています。また、身体機能の 維持・向上だけではなく、近隣の人たちが公園などに集まってラジオ体操を することで顔見知りが増え、地域社会の活性化にもつながっています。



推進計画の目標と基本的考え方

1 基本理念 (ヴィジョン)

第4次芦屋市総合計画後期基本計画では、重点取組として、「高齢者、障がいのある人、ファミリー等、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人と人の絆を深めるスポーツ事業の実施」を掲げており、本市では、誰もがスポーツへの関わりを通して、楽しみながら、健康で自分らしく、輝き、充実した生活を送ることを目指しています。

そこで、本計画では、第4次芦屋市総合計画の重点施策であり、「芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)」の基本理念を踏襲し、誰もが多様なスポーツを身近で気軽に楽しんで実施できるよう、市民と地域の関係団体、行政が一体となって各種施策を進めます。

【基本理念 (ヴィジョン)】

「"するスポーツ", "みるスポーツ", "ささえるスポーツ"を推進し, すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる 環境を創る」

2 使命(ミッション)

「すべての市民,スポーツ団体,学校・大学,行政等が参画し, ささえ,連携・協働し,あしやスポーツ文化を創る」

3 政策目標

- ① ライフステージに応じたスポーツの推進
- ② スポーツ文化の推進
- ③ 学校・地域連携の推進
- ④ 芦屋らしいスポーツの推進

4 数値目標(本計画終了年度まで)

芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)で掲げていた数値目標については、スポーツ庁が 平成28年11月に行った「スポーツの実施状況等に関する世論調査」において、芦屋市 におけるスポーツ実施率は、全国平均よりはるかに高いことが確認でき、芦屋市スポーツ 推進審議会から芦屋市の現状に沿った数値目標に見直しを行う内容の答申を受けた。そこ で、平成29年3月24日に文部科学省が策定した「第2期スポーツ基本計画」で掲げて いる数値目標を参考に、新たに見直しを行った。

- ① 週1日以上の実施率が64.3%(平成29年(2017))から66.0%(3人に2人)になることを目指す。
- ② 週3日以上の実施率が31.7%(平成29年(2017))から33.0%(3人に1人)になることを目指す。
- ③ 未実施率の8.2%(平成29年(2017))から7.0%になることを目指す。
- ④ スポーツクラブ加入率が 28.3% (平成 29 年 (2017)) から 33.0%になることを目指す。
- ⑤ 兵庫一, 近畿一, 日本一のアスリートを増やすことを目指す。



具体的な施策の展開

ライフステージに応じたスポーツの推進

【重点分野】

- 幼児・子どもが楽しめるスポーツの推進
- 多世代が楽しめるスポーツ環境整備
- 健康長寿のシニアを増やす
- 障がい者の実施者を増やす

【具体的施策】

- 幼児の運動遊びを推進する。
- 児童・生徒の体力向上を推進する。
- 幼児・児童・生徒において、運動・スポーツ好きを増やす。
- スポーツクラブ 21 における成人や障がい者の会員を増やす。
- 障がい者が楽しめる教室やイベントなどを開催する。
- 障がい者や健常者が共に楽しめるインクルーシブなプログラムを推進する。
- 女性が身近で手軽に楽しめる教室を充実する。
- ファミリースポーツの教室やイベントなどを開催する。
- 親子で楽しめる体操教室を開催する。
- 成人が予約なしに単発で参加できる教室を増やす。
- 成人が職場や通勤で楽しめるキャンペーンやプログラムを推進する。
- 歩きやすいウォーキングコースやジョギングコース及び自転車専用レーンなどの整備を 進める。
- 幼児・児童・生徒及び成人の健康を増進する運動・栄養プログラムを開発する。
- 健康長寿を促進する運動・栄養プログラムを開発する。
- 〇 あしやスポーツマップを充実する。

事業名		担当課	内容	今後の 方向性
1	幼年期(~5歳)の体力づく りについて	スポーツ推進課 学校教育課 子育て推進課	国(文部科学省)から示された幼児期運動 指針を元に、運動あそびに取り組む習慣や 望ましい生活習慣(栄養指導も含む)を身 に付けさせるプログラムの提案など、取組 を関係課との連携を図りながら推進する。	拡大
2	少年期(小中学生)の体力づくりについて	スポーツ推進課 学校教育課 スポーツ団体	文部科学省制定「新体力テスト測定会」を 定期的に実施する。 (コンピューター分析も実施)	拡大
3	幼年期〜少年期の体力づく りについて	スポーツ推進課	昨今、子どもの体力低下が懸念されることから、保護者に対する運動・栄養などの重要性についての理解促進として、リーフレットを配布するなど啓発を図り、あわせて保護者と子どもが共に行う「ファミリースポーツのつどい」に参加する取り組みを推進する。(年2回実施)	維持
4	幼年期〜少年期のスポーツ 指導者育成について	スポーツ推進課スポーツ団体	スポーツ医科学を基にした,子どもの発育 発達に応じたスポーツ推進や体力向上方 策として,スポーツ指導者研修会を実施す る。 (年2回実施)	維持
5	学校部活動について	スポーツ推進課 学校教育課 スポーツ団体	学校部活動については、外部指導者制度の 活用、合同部活動の導入を含め、柔軟な育 成システムを推進する。	拡大
6	地域スポーツクラブでの子 どもの参加について	スポーツ推進課生涯学習課	子どものスポーツ環境の充実を図るため、「スポーツクラブ21ひょうご」などが、 地域におけるスポーツ活動を一層充実するよう働きかける。	維持
7	成人の健康づくりについて	スポーツ推進課健康課	成人の健康づくりについては、国(厚生労働省)から示された「身体活動基準2013」を踏まえ、スポーツイベントの中で取り入れるなど、その普及・啓発の取り組みを関係課との連携を図りながら推進する。	維持
8	通勤通学時や余暇を利用し た体力づくり	スポーツ推進課地域経済振興課	通勤通学時のウォーキングやサイクリング, また風光明媚な六甲山麓への登山・ハイキングなどを奨励するキャンペーンを推進する。	維持
9	「ラジオ体操」の推進について	スポーツ推進課	世代を超え,誰もが参加してきた「ラジオ体操」を見直し,指導者の研修会や市民対象の競技会を行うなどして,充実を図り推進する。(全国体操巡回講習会誘致を推進する)	維持



〔親子体操 ファミリースポーツ〕



〔トランポ ファミリースポーツ〕

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
10	壮年~中年期(30~50 代)の体力づくりについて	スポーツ推進課健康課	スポーツ実施率の低い壮年~中年期の スポーツをする参加機会の拡充を図る ため、スポーツ参加が困難な要因を踏ま え、スポーツを身近に親しむことができ る交流の場を設定できるよう、できるだ け地域で出向いて、気軽に参加できる機 会を提供する。 (市内9か所×年1回程度実施)	維持
11)	高齢者の体力づくりについ て	スポーツ推進課高齢介護課	ますます高齢化が進展するため,介護予防の観点からも、環境・嗜好・適性に応じて,無理なく日常的に取り組めることができるプログラムを開発し、高齢者に対するスポーツの参加機会の提供を継続して行うとともに、その普及・啓発を図る。 (市内9か所×年1回程度実施)	維持
12	地域スポーツクラブについ て	スポーツ推進課 生涯学習課 スポーツ団体	スポーツ団体や「スポーツクラブ21ひょうご」に対して、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりの取り組みとして行っている「オープンスクール」などを継続して行うよう働きかける。	維持
13	初心者対象の「障がい者スポ ーツ教室」について	社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい団体 障害福祉課	障がい者スポーツのすそ野拡大のため、現在取り組んでいる事業(しょうがい者とのスポーツ交流ひろば)等の充実を図り、体力や年齢、技術、関心、個々人の適性等に応じて楽しむことができるよう、関係機関や関係課との連携を図る。(月1回程度実施)	維持
14	障がい者スポーツ選手の育 成について	スポーツ推進課 障害福祉課 スポーツ団体	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会 等と連携して、選手の育成とそのための 競技会誘致をすすめる。 (2種目程度の競技会誘致)	維持
(15)	現況調査の実施について	スポーツ推進課障害福祉課	公共スポーツ施設等を対象に,障がい者 スポーツへの適合状況を調査し,その結 果を広く市民に周知公表するとともに, 受入施設の充実を図る。 (市民意識調査時に実施)	維持
16	アスリート育成のための指 導者研修会について	スポーツ推進課 学校教育課 スポーツ団体	アスリートを増やすため、スポーツ団体等と連携して兵庫一、近畿一、日本一のアスリートを増やすための競技力向上策として、優秀な指導者等を招聘して研修会を開催する。 (年1回程度実施)	維持

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
17	スポーツ指導者の資質向上ための研修会について	スポーツ推進課 学校教育課 スポーツ団体	アスリートの指導において、平成25年7月作成の「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議(タスクフォース)報告書」を参考に、勝利至上主義に偏り、体罰等行き過ぎた指導を正当化することなく、発達段階に即した適切、効果的な指導ができるよう、スポーツ団体等と連携して指導者等への研修会の機会を増やすなどして資質の向上を推進する。 (年1回程度実施)	拡大
18	アスリートの支援について	スポーツ推進課	スポーツ活動助成金制度により, 広域のスポーツ競技会出場に対して, 経費の一部を助成する。	維持





〔ノルディックウォーク〕



【 ウォーキング 】

ウォーキングとは、「歩く」という老若男女を問わず行うことが可能な活動 を、健康増進や生活習慣病予防のための運動とすることをいいます。

長時間継続して歩くことで手軽に有酸素運動ができることから、体脂肪の減少による肥満解消や血中の中性脂肪の減少、血圧や血糖値の改善に効果があります。さらに運動することによる心肺機能の改善や骨粗鬆症の予防などの効果も見込まれます。

また、ジョギングとは異なり、膝や腰の疾患を抱えている方でも傷害のリスク が少なく、精神面でも開始時のハードルが低い運動として人気があります。

ウォーキングは習慣化することが大切ですので、歩数計で記録を残した り、身近なところから目標を立てたり、同好の方と交流しながら、無理 なく続けていくことが重要です。

2 スポーツ文化の推進

【重点分野】

- みるスポーツ環境の整備
- みるスポーツ文化の充実
- 身近なバリアフリー・スポーツ環境の整備
- スポーツ情報の一元化

【具体的施策】

- 客席や仮設スタンド、観客コーナー、芝生など、身近なみるスポーツ環境を整備する。
- スポーツ大会やスポーツ教室において、みるスポーツ環境を整備する。
- O スポーツフォトコンテストやスポーツファッションコンテストなどのスポーツアートを 推進する。
- 子どもや青少年、壮年、高齢者、障がい者の競技力の向上を推進する。
- トップアスリートやユーススポーツなどをみるスポーツ機会を推進する。
- スポーツ団体などにおける競技力の向上を推進する。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機に、オリンピック教育とパラリンピック教育を推進する。
- 市内における公共スポーツの予約システムなどの一元化を推進する。
- 芦屋ゆかりのトップアスリートを支援・応援する。

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
1	スポーツ施設の観客席の 整備について	スポーツ推進課 公園緑地課	「みるスポーツ」の充実を図るため,スポーツ施設の改修時期に合わせて,観客席などの整備を進める。	維持
2	スポーツ施設の文化機能の 整備について	スポーツ推進課	「あしやスポーツ文化」の充実を図るため,スポーツ施設の改修時期に合わせ,ミュージアム機能を持ったフロアなどの活用を進める。	維持
3	スポーツ文化(歴史を含む) の資料や情報の収集について	スポーツ推進課 スポーツ団体	芦屋市や阪神間で育ったスポーツ文化や伝統的 スポーツに係る資料や情報の収集を行い,市民へ の情報提供を推進する。	維持
4	スポーツ顕彰制度について	スポーツ推進課	芦屋市スポーツ表彰では、スポーツ選手や指導者だけの顕彰制度であるため、今後はスポーツボランティアやスポーツ文化人の表彰をすすめるなどして、その充実を図る。	維持
5	スポーツ文化行事について	スポーツ推進課スポーツ団体	「あしやスポーツ文化」を育てるため、スポーツ 絵画展、フォトコンテストやポスター展などの文 化的行事をスポーツ団体と連携して開催する。ま た、芦屋伝統的スポーツ(登山、テニス、ゴルフ など)を継承する各種行事を推進する。	維持

学校・地域連携の推進

【重点分野】

3

- 部活動指導者の養成と活用
- 〇 スポーツボランティアの育成と活用
- 学校・地域の連携・協働の推進
- スポーツ団体のガバナンス強化

【具体的施策】

- 部活動指導者の養成と活用及び合同部活動を推進する。
- スポーツボランティアの啓発とモチベーション(動機づけ)を高める。
- スポーツボランティア・リーダーの養成と活用を進める。
- 障がい者スポーツの指導者養成と組織化を推進する。
- 女性スポーツ指導者及び役員の登用・活用を推進する。
- スポーツ団体・行政・学校等における連携・協働を推進する。
- あしやスポーツフォーラムを充実する。
- 学校と地域における運動・スポーツ・健康づくりなどの事業に関する情報の共有と発信 を推進する。
- 国内外の姉妹都市を含め、阪神間の自治体や兵庫県等との連携・協働を推進する。
- スポーツ団体の透明性とガバナンスを強化する。

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
1	スポーツ指導者の養成について	スポーツ推進課スポーツ団体	継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、質の高い指導者が不可欠であり、スポーツ団体等と連携して、継続して研修会を開催する。また、日本スポーツ協会等の有資格者養成講習会に派遣するなどして、公認スポーツ指導者を増やす。	維持
2	スポーツ推進委員の増員について	スポーツ推進課	地域のニーズに応えるため、3人程度(現在 27 人)の増員(人口3千人に1人の割合を 目指す)を図るとともに、スポーツ有資格取 得者を増やしていく。 (27人→30人)	維持

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
3	スポーツボランティアの 養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツイベント等の運営を支えるスポーツボランティアは「するスポーツ」、「みるスポーツ」を同様、スポーツへの関わり方の一つである「ささえるスポーツ」での成功に導く大きな要素となっている。今後は、各スポーツイベントへの要請をしたり、スポーツボランティア研修会などを開催して、充実を図っていく。(ボランティア研修会年1回実施)	維持
4	女性指導者(役員)の養 成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ界(団体)における女性指導者及び 役員の登用・活用を図るよう進めていく。	拡大
5	障がい者スポーツ推進組 織について	社会福祉協議会 スポーツ推進課	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会や関係 課等の連携により、芦屋市における障がい者 スポーツ推進組織づくりを進めていく。	維持
6	スポーツ団体間の連携・協働について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ団体間の交流事業を支援するととも に、それぞれの課題を相談する事業を進めて いく。	維持
7	行政内での連携・協働について	スポーツ推進課関係課	庁内に「芦屋市スポーツ施策推進本部」を設置し、スポーツや健康・体力づくり推進に係る関係課間の連絡調整を図ることにより、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めていく。	維持
8	阪神間等のスポーツ行政 との連携・協働について	スポーツ推進課	阪神間(スポーツ行政担当者連絡協議会を年 2回開催)や兵庫県等のスポーツ行政との連 携・協働を推進する。	維持
9	近隣の大学等との連携について	スポーツ推進課大学等	知的情報機関である近隣大学等と行政との連携・協働により、スポーツ科学研究人材の交流や施設の開放等、スポーツを通じた地域貢献活動をするよう働きかける。	拡大
10	「あしやスポーツフォー ラム」の充実について	スポーツ推進課 スポーツ団体	特定非営利活動法人芦屋市体育協会,芦屋市レクリエーションスポーツ協会,芦屋市スポーツ推進委員会,スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会で構成する「あしやスポーツフォーラム」の組織充実を図るため,今後,学校体育団体や大学,スポーツNPOを含む民間事業者等の加入を促進させ,スポーツ推進を支援していく。(各団体の加盟推進)	維持





[スポーツリーダー認定講習会 バルシューレ]

芦屋らしいスポーツの推進

【重点分野】

4

- 芦屋らしいスポーツ種目の推進
- 子どもや若者が楽しめるスポーツ環境の整備
- 海や山のスポーツ環境の整備
- 阪神地区や姉妹都市のトップアスリートとの市民交流

【具体的施策】

- ウォーキング, ゴルフ, テニス, ペタンク, ダブルダッチ, ジョギング, サイクリング など, 芦屋ならではのスポーツ文化を推進する。
- 芦屋らしいスポーツ文化の資源を掘り起こし、充実する。
- あしやスポーツミュージアムコーナーの整備と充実を進める。
- 子どもや若者が身近で楽しむことができるスポーツ環境(ボルダリングやスケートボード、3人制バスケットボールなど)を整備する。
- 六甲山における登山コースなどの維持・整備を推進する。
- カヌー,ボート,ヨット,スタンドアップパドルなどのマリンスポーツやビーチサッカー,ビーチバレーなどのビーチスポーツを推進する。
- 阪神地区や姉妹都市のトップアスリートやコーチと子どもたちや市民とが交流できる機会を推進する。
- ウォーキングやジョギング・ランニング, サイクリング, スポーツ施設などに関するアプリ開発を推進する。
- スポーツに関する標識や案内など多言語対応を充実する。

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
1	芦屋ならではのスポーツ 文化の推進について	スポーツ推進課 市内におけるスポーツ実施率の高い種目につい スポーツ団体 象の競技会を行うなどして充実を図り、推進す		維持
2	2		若者が興味を持つスポーツについて環境を整備する とともに啓発を行う。	維持
3	海や山のスポーツの推進 について	スポーツ推進課 道路課 地域経済振興課 スポーツ団体	六甲山系や芦屋浜の自然の中で行うスポーツ行事の 実施や、環境の整備を図る。	維持

	事業名	担当課	内容	今後の 方向性
	トップフフリートとの六	スポーツ推進課	芦屋市や近隣の市町にゆかりのあるトップアスリー	
4	トップアスリートとの交 流について	市民参画課	トと協力し,エキシビジョンマッチや,一緒にプレ	実施
		スポーツ団体	ーしたりする機会を設定する。	
	フポールに関する様担心	スポーツ推進課		
5		政策推進課	関係課で連携を図り、スポーツ情報を一元化し、市	実施
	集について	広報国際交流課	民が情報を入手しやすい環境づくりを推進する。 	







〔芦屋さくらファンラン〕



【 ストレッチング 】

ストレッチングとは意図的に筋や関節を伸ばす運動のことをいいます。体の 柔軟性を高めるのに効果的であり、準備運動や整理運動の一要素としても活用 されています。広い場所や道具を必要とすることなく行えることから、愛好者 が増えている運動のひとつです。

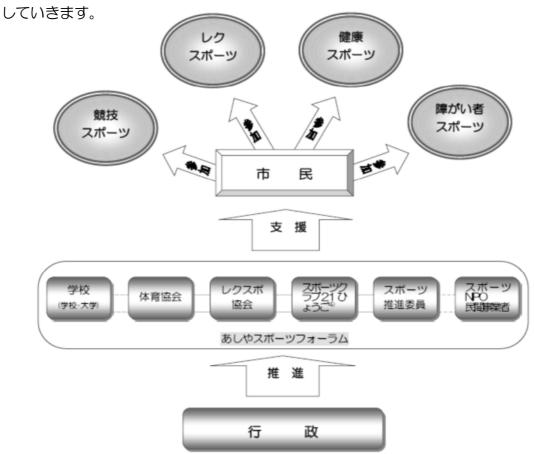
最近では美しい姿勢の保持やリラクゼーションに効果があると言われています。30分程度にわたり全身の筋を順番に伸ばしていくようなストレッチングの前後で脳波や自律神経活動を調べてみると、前頭葉でのアルファ(α)波を増加させ、心拍変動を増加させ心拍数を低下させること、すなわち自律神経の活動が副交感神経活動を有意に変化させることが明らかとなっています。



今後の推進に向けて

1 芦屋市スポーツ推進体制

スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働によりスポーツ施策を推進



2 芦屋市スポーツ推進に向けて

本計画を市民及び関係団体に周知し、生涯を通じてスポーツができる場や機会の充実を図るとともに、進捗状況を把握し、結果について公表します。

計画を効果的かつ着実に推進するために、「PDCAサイクル」「計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)」を確立し、継続的に計画の進捗管理を実施していきます。

毎年度, 具体的事業の進捗状況について段階別での評価を行うとともに, 中間年度においては, スポーツ施策推進本部において, 進捗状況の確認及び見直しを検討します。また, 今後, ソーシャル・インパクト・ボンドの活用についても検討を行います。

参考資料

- 1 スポーツ推進実施計画(後期)策定までの経過
- 2 関係法令
- 3 芦屋市スポーツ推進審議会委員名簿
- 4 用語解説

スポーツ推進実施計画(後期)策定までの経過

年	В	内容	備考
平成29年	8月17日	第1回スポーツ推進審議会	実施計画(後期)諮問
	10月 1日 ~10月31日	芦屋市民スポーツ意識調査	
平成30年	2月13日	第1回調査研究部会	市民意識調査の検討
	3月 2日	第2回調査研究部会	答申(案)作成
	3月26日	第2回スポーツ推進審議会	
	4月24日	第3回調査研究部会	
	5月21日	第4回調査研究部会	
	6月19日	第5回調査研究部会	答申作成
	7月13日	第1回スポーツ推進審議会	答申(案)審議
	7月13日	教育長へ答申	
	11月16日	教育委員会	計画(素案)報告
	11月26日	第1回幹事会	計画(素案)報告
	11月29日	第1回本部会	計画(素案)報告
	11月30日	第2回スポーツ推進審議会	計画(原案)報告
	12月 4日	民生文教常任委員会	計画(原案)報告
	12月 7日	教育委員会	計画(原案)報告
	12月 7日	パブリックコメント公表日	
平成30年 平成31年	12月17日 ~1月26日	パブリックコメント	1か月程度
平成31年	2月25日	第2回幹事会	
	2月27日	第2回本部会	
	3月 1日	教育委員会	
	3月 7日	民生文教常任委員会	
	3月25日	第3回審議会	

2 関係法令

芦屋市スポーツ施策推進本部設置要綱

平成25年10月1日

(設置)

第1条 スポーツ施策を総合的に推進するため、芦屋市スポーツ施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) スポーツ推進計画の策定及びスポーツ施策の総合的な推進に関すること。
 - (2) スポーツ施策の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
 - (3) その他スポーツ施策の推進に関し、必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
 - 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
 - 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。
 - 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
 - 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
 - 3 委員長は、社会教育部長をもって充て、副委員長は、社会教育部生涯学習課長をもって充てる。
 - 4 委員長は、幹事会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、 又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、社会教育部長が指名する。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、スポーツ施策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

技監

企画部長

総務部長

総務部参事 (財務担当部長)

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2(第5条関係)

企画部企画課長

企画部市民参画課長

総務部財政課長

市民生活部児童センター長

福祉部地域福祉課長

福祉部福祉センター長

福祉部障害福祉課長

福祉部高齢介護課長

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部新制度推進担当課長

こども・健康部子育て施設担当課長

こども・健康部健康課長

都市建設部公園緑地課長

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

芦屋市スポーツ推進審議会条例

昭和62年10月5日 条例第20号 改正 平成23年9月27日 条例第16号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、芦屋市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。
 - 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
 - 3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
 - 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例 第13号)の一部を次のように改正する。
 - 附 則(平成23年9月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例 第13号)の一部を次のように改正する。

スポーツ基本法(抜粋)

平成23年6月24日 法律第78号 改正 平成24年8月22日 法律第67号

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

- 第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。
 - 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同 じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
 - 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整 を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

- 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項 を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

3 芦屋市スポーツ推進審議会委員名簿

(平成30年12月7日現在)

	氏 名	含	役職名	調査研究 部会	所属
1	西田 俊		副会長	部会員	特定非営利活動法人 芦屋市体育協会
					会長
2		-久			芦屋市レクリエーションスポーツ協会
		·			理事長
3	古津 糸	纯子		部会員	芦屋市スポーツ推進委員会 会長
4	比嘉	悟	会長		芦屋大学 教授
_	レロカロ	10	ΔR		(芦屋大学 学長)
5	山口	泰雄		部会長	神戸大学 名誉教授
6	高松	羊平			神戸親和女子大学 講師
7	金山	千広			立命館大学 教授
8	中島の	建一			芦屋市議会 議長
9	福井美	奈子			芦屋市議会 副議長
10	佐野 恵	恵子			芦屋市中学校体育連盟 会長
		ر ب ر			(潮見中学校校長)
11	荒谷 党	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			芦屋市小学校体育 担当校長
	л. с	元分 万土			(山手小学校校長)
12	亀澤 徿	 飲息			市民公募

(順不同)

4 用語解説

1 「あしやスポーツ文化」

「芦屋市では1900年代から1930年代にかけて,阪神間にはぐくまれた近代的な芸術,文化,生活様式とその時代状況を示す「阪神間モダニズム」の中心地として,スポーツの分野でもゴルフ,テニス,登山などの伝統的な運動・スポーツが発展してきた。」と芦屋市スポーツ推進審議会からの答申にある。本市では,そのことに加え,「あしやスポーツ文化」とは伝統的に発展してきたスポーツの歴史も大切にしながらも,種目にとらわれることなく,様々なスポーツへの関わりを通して構築する芦屋らしい文化の1つの形として,市民一人ひとりがスポーツに関わり,楽しみながら,健康で自分らしく輝き,充実した生活を送ることを目指すものとする。

2 「スポーツ文化」

スポーツは、世代から世代へと継承し、発展してきた人間固有の文化である。21 世紀に入り、スポーツは運動能力の優れたアスリートや若者だけの活動ではなく、ライフステージを通じて一人ひとりが楽しむことができる文化として認知されるようになった。

3 「ささえるスポーツ」

スポーツを支えることは、スポーツ指導者やスポーツボランティアとして、「するスポーツ」「みるスポーツ」の推進に寄与するだけでなく、スポーツの楽しみ方の一つとなっている。スポーツ振興には、このような活動を推進することが不可欠となっている。

4 「スポーツクラブ21ひょうご」

平成12年度から兵庫県が「豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通した地域コミュニティづくりを進める」ため、法人県民税超過課税を財源として、全県下の小学校区に地域スポーツクラブの設置を支援する事業を実施した。芦屋市では、昭和52年に地域コミュニティーの核としてスタートしたコミュニティ・スクール(コミスク)が、スポーツ活動や文化活動、地域活動に積極的に貢献・定着したことから、コミスクのスポーツ活動を基盤としてスポーツクラブ21ひょうごをスタートさせ、現在、連携・協働事業として推進している。

5 「コミュニティ・スクール」(コミスク)

昭和52年、小学校単位に、学校活動や地域交流を軸とした活動により、コミュニティの 形成を目指す「芦屋市コミュニティ・スクール構想」に基づき、昭和53年三条小学校にコ ミスクを設置したのを皮切りに、昭和61年までに全小学校区(9校)にコミスクを設置し た。三条小学校が山手小学校と統合された現在も、三条コミスクは継続した活動を行ってい る。その後、コミスクを基盤として発足したスポーツクラブ21ひょうごとの関係から、一 般的に、広義としてはスポーツクラブ21ひょうごを含むコミスク活動として、また狭義で はコミスクの中の文化活動(一部スポーツと区別がつきにくい種目も含む)として「コミスク」と示されるが、通常会話等の中では、混在して用語が使用される場合が多い。本計画で の「コミスク」は広義の意味を捉まえて表記している。

6 「スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ」

市民の3人に2人が日常的にスポーツを楽しむようになった今,人々はそれぞれの多様なパーソナリティに応じてスポーツを享受する時代を創り上げている。時代は、間違いなく2〇世紀の「スポーツ・フォー・オール」から一人ひとりの個人がまずありきの「スポーツ・フォー・エブリワン」に変革する新世紀となっている。

7 「あしやスポーツフォーラム」

芦屋市におけるスポーツ団体、学校・大学、行政等をつなぐネットワーク組織

8 「幼児期運動指針」

文部科学省が、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した指針

9 「タスクフォース」

文部科学省が、スポーツ指導において暴力を行使する事案が明らかになったことを受け、「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議」を設置し、「新しい時代にふさわしいスポーツの指導法」の在り方について、検討を進めた会議の名称でしたが、現在では、様々な会議で用いられている

10 「ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)」

行政の事業に対して民間が投資し、その事業で得られた成果(コスト減など)に応じてリターンを得られるという仕組み

11 「ガバナンス」

統治のこと。組織や社会に関与するメンバーが、相互作用や意思決定により社会規範や制度を形成し、強化し、あるいは再編成する。

12 「ダブルダッチ」

2本のロープを使って跳ぶなわとび。3人以上で行ない,向かい合った2人のターナー(回し手)が,右手のロープと左手のロープを半周ずらせて内側に回す中をジャンパー(跳び手)がいろいろな技を交えて跳ぶもの

13 「スタンドアップバドルボード (SUP)」

大きなボードの上に乗り、バドルで使って漕ぐスポーツ。1960 年代にハワイで生まれ、海だけでなく湖、川でも楽しむことができる。

芦屋市スポーツ推進実施計画(後期)

発 行:平成31年(2019)3月

発行者: 芦屋市• 芦屋市教育委員会

連絡先: 社会教育部 スポーツ推進課

〒659-0072

芦屋市川西町 15番3号

芦屋市立体育館・青少年センター3F

TEL: (0797) 22-7910

FAX: (0797) 22-1633

